

激動の現代における日本国憲法第9条の意義についての一考察

A Study of Article 9 of the Constitution of Japan in the Rapid Changing Social Situation

柴田 伊冊*
SHIBATA, Isaku

要旨 制定から約80年が経過する日本国憲法と自衛権との関係は、依然として解釈の変遷の渦中にある。そして日本国が平和主義を掲げる国家として地球規模で恒久的な平和の維持に貢献するためには、自衛権の実質である「戦力」という伝統的な概念の見直しが必要であり、見直し後の概念は従来の「戦力」のあり方を変え、人類のために、宇宙空間まで射程においた地球規模での実効性を伴う安寧と秩序の実現に向かうための基軸とならなければならない。

「経緯」という筋道の道標

防人として天皇の忠臣であるべきだった大日本帝国の陸軍は、現在の中華人民共和国の北辺で武力による現状打開を実践し、その後、中華人民共和国全域に戦禍を拡大させた。そのことが契機となり、太平洋全域で悲惨が生じた。そしてその悲惨は、日本国民のみならず、アジアの各地で数千万人規模の人々を死に至らしめながら、日本の国土を焦土にした。この悲惨を生じさせた戦争において、日本国が、そうした日本国のあり方に対抗する国々の連合に敗れたことが日本国憲法の制定の契機であり、当該憲法前文が掲げる平和追求の精神の起源である。

2024年には、日本国が、中華人民共和国との間の約10年間に亘る戦争、及びその他の連合国との間の戦争に敗北してから79年が経過し、その間、日本国政府による自衛権容認（昭和34年に最高裁判所大法廷が、砂川事件判決で自衛について言及したこと、及び昭和29年第21回国会衆議院予算委員会の防衛庁長官による説明以降、日本国政府が示している自衛に関する見解をいう）を受けて、日本国の自衛を担う陸、海、空の自衛隊は、世界有数の近代的な軍事組織として整備された。現在、この間の経緯を振り返り、今後の日本国のあり方を考察することは、当該憲法前文が掲げる平和を日本国の未来にどのように反映させるのか、ということについて賢明な達観を持つために重要である。それについて合理的かつ具体的な思考が伴わなければ、日本国憲法第9条は単なる文書に過ぎず、その解釈は限られた者の間に論争を生じさせるものの、未だに戦争が絶えない国際社会では存在意義がない。この考え方を基盤にして、日本国の平和の今後のあり方を考察する。これが研究の目的である。

第2次世界大戦直後の1946年当時開催された第90回帝国議会において、帝国憲法改正案特別委員会の会長であった芦田均は、日本国憲法制定に関して次のように述べていた。

「改正案第2章において戦争の否認を声明したことは、わが国家再建の門出において、わが国民が平和に対する熱望を大胆率直に表明したものでありまして、憲法改正の御詔勅

* 芝浦工業大学 非常勤講師

は、この点について日本国民が正義の自覚により、平和の生活を享有することを希求し、進んで戦争を放棄して誼を万邦に修むる決意である旨を宣明せられております。』¹⁾、また「わが新憲法のごとく全面的に軍備を撤去し、すべての戦争を否認することを規定した憲法は、おそらく世界においてこれを嚆矢とするでありましょう。」²⁾と加えた。これは日本国憲法制定の誼を広く世界に示したものであり、それは占領下にありながら、国会議員の選挙³⁾を経て開催された国会におけるものであるから、国民が自覚していると否とに関わらず、手続としては日本の国民の意思を表したものとされる。そしてそれは、日本の国民が再び死地において戦禍に埋もれることがないように、という日本の国民自身の願いが反映されたものであり、かつ、日本国の周辺諸国において、大日本帝国陸海軍によって悲惨を強いられた多くの人々に対する懺悔と、将来に向けて平和な世界の建設に貢献するという日本国の意思の表明でもあったと考えられる⁴⁾。そうすることによってのみ、日本国は国際社会に復帰することが可能だったのであり、実際、日本国との平和条約（1951年9月署名）において、日本国が今後の世界における平和建設に貢献することが約定された（前文）。

日本国憲法制定当時のこうした経緯を受けて、日本国憲法第9条の解釈について「自衛のためにせよ、軍備を設けたり、戦争をしたりする例外を認めるような語調はまったくうかがえない」⁵⁾とする見解がある。それは「国際紛争解決の手段でない戦争というものは、実際にはほとんどありえない」⁶⁾こと、さらに史実において「いずれの国も戦争をする場合は、自衛のためといい」、その結果「侵略戦争と自衛のための戦争とは明確に区別しがたく」⁷⁾、そのため、第2項冒頭の「前項の目的」は「第1項にいう正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求することと解すべき」⁸⁾としている。それは、史実と率直に向き合った制定当時の日本国憲法の解釈であり、以降の日本国が置かれた国際環境の変化に応じて現れた第9条解釈の変遷の原点であるといえる⁹⁾。そして自衛隊設立以降、国際法上の自衛権¹⁰⁾に着目した日本国政府は、国家固有のものとしての自衛権¹¹⁾が法を超えた自然の理であるが故に、自らの放棄に馴染まないものとしてきた。これについても、自衛権が第9条の外側にあるとすることは憲法解釈として背理であるとする学説がある¹²⁾。もしそうした批判を受けて、日本国の自衛権の中核を外交交渉や非武装による抗争とするとしても、日本国における大規模で近代的な軍事組織の存在を直視するならば、伝統的な「戦力」という概念そのものを見直さなければならず、それによって日本国固有の自衛権を設定する以外に第9条を説明できない。

「解釈」の変遷

第2次世界大戦終了以降、日本国政府の第9条の解釈は、現在に至るまで、次のように変遷している。

日本国の最高裁判所は、自衛隊の合憲、違憲について明確な判断を示したことがない¹³⁾。それでも朝鮮戦争のような、日本国の存亡に大きく影響する国際環境の変化が現れたときに日本国は、その都度、内閣が、日本国も国際法がいうところの国家固有の権利として自衛権を持つとして、第9条が定める戦争放棄と、自衛権の行使は同義ではないという解釈を国会で示してきた¹⁴⁾。そしてその内容は、日本国の防衛力の増強に応じて段階的に変化してきた。

自衛のための必要最小限度の実力組織であるとして警察予備隊（自衛隊の前身）を発足させたときは、警察予備隊は第9条の「戦力」に至らない組織であるとされていた¹⁵⁾。これが始まりであった。このとき、警察予備隊は未だ戦力ではなく、警察を補助する組織として治安の維持に貢献するものであった¹⁶⁾。そして大日本帝国当時の多くの陸海軍経験者が、当該警察予備隊の立ち上げに参加し、その充実化に貢献した¹⁷⁾。それ以降、その「必要最小限の実力」を増強し、アメリカ合衆国陸、海、空軍の日本国駐留などを定め、アメリカ合衆国の優勢を前提にした日本国とアメリカ合衆国との相互関係を法的に確定させた1951年の日米安全保障条約（1960年には日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約となった。）を背景とした協同を更に深化させるために、日本国政府は、従来から慣習国際法において、それぞれの国家の固有の権利として認められている自衛権を日本国憲法第9条の解釈の範囲外にあるとしながら¹⁸⁾、さらにこの自衛権を「専守防衛」という言葉で表現することによって、「自衛」を「侵略」という観念から分離させ、これを根拠にし、かつ、公表しながら自衛隊法を制定し、もって自衛隊を当初の警察的実力を大きく上回る近代的な戦闘集団に成長させた¹⁹⁾。それが現在の自衛隊である。この段階的な解釈の変遷に守られながら、約24万人の隊員と近代的な装備を備えた世界でも有数の実力をもつ実践的な戦闘集団が日本国にいる²⁰⁾。それでも日本国憲法が掲げる目的に照らしたときに、こうした日本国の周辺環境の変化を受けながらの第9条の解釈の変遷には、法的に疑義が残るとする学説は少なくない²¹⁾。

「歯止め」の実質

ベルクハーン (Volker R. Berghahn) が「ミリタリズム (Militarismus)」において軍民関係の基調として引用し²²⁾、ハンチントン (Samuel P. Huntington) が「国家と軍隊 (The Soldier and the State)」で指摘しているように²³⁾、軍民関係の基軸は軍隊幹部とそれぞれの国家の内閣、国会等に対する関係のあり方である。日本国にも、同じ考え方を重視する所見がある²⁴⁾。それによれば日本国では、従来から、防衛省内の文官（事務官をいう）と武官（制服組をいう）との間の省内勢力の「均衡」の維持が「歯止め」の実質を担うことになっている。そして1999年の行政機関の制度改革のときから、内閣官房における安全保障関係法令の作成・審議過程には武官が新たに関与するようになった。防衛のあり方についての関係省庁間の調整を合理的に行うことが目的とされたからである²⁵⁾。そしてこの改革によっても武官の影響力は依然として限定的であるという指摘がある²⁶⁾。しかしながら安全保障関係の法の整備²⁷⁾が行われるにあたって、専門かつ実践の立場にある武官の影響力が限定的であるとするには困難がある。例えば農業技術の問題について農水省技官が主導になると同様に、そして為替問題について財務省・日銀が主導になると同様に、首都圏に戒厳令を施行するとき（自衛隊法第89条）は、陸上自衛隊の設備や配置、平時の準備が重要な施行要件になるから、必然的に防衛省が主導することになる。担当する者が専門特化して形成した組織と、そこに込められた緊急時にも揺るがない指揮命令系統による実践という能力がなければ、どのような状況（戒厳令）にも応じる法案の作成とその遂行は不可能である。こうして現在、日本国では、「均衡」のあり方が変化しつつある。

こうした「均衡」が、日本国憲法の規定では、どのように解釈されてきたのかが重要になる。既述の戒厳令について見れば、日本国外での実践では、類似の例としてアメリカ合

衆国の州兵による災害対策活動があり、それは日本の場合の自衛隊の災害派遣に相当する²⁸⁾。このとき、アメリカ合衆国でも州兵の出動要件が重要になることは言うまでもない²⁹⁾。そうであれば、日本の場合でも、行政組織の中の治安出動始動等の権限の担い手と、当該始動以降の統括の権限の担い手のあり方が注視される。日本国憲法第66条第2項の趣旨が、戦後70年超を経ても、特に緊急事項について重要なのは、このためである。

第66条第2項の文民条項は、アメリカ合衆国の極東委員会の要請を受けて、日本国憲法制定のときに貴族院において修正付加されたことによって制定された³⁰⁾。当時、敗戦直後という環境に応じた旧帝国軍人排除の必要から、文民とは旧職業軍人の経歴を有せず、かつ、軍国主義的思想に深く染まっていない者と解釈されていたため³¹⁾、軍事的組織である自衛隊が設立されたときに、現役の自衛隊員が内閣総理大臣その他の国务大臣に就任することについて新たな判断が必要になった³²⁾。そして第38回国会（昭和36年2月衆議院予算委員会）での内閣法制局長官による答弁では、自衛官は文民にあたとされていたものが、第48回国会（昭和40年5月衆議院予算委員会）での内閣法制局長官による答弁で、日本国憲法の精神に照らして、現役の自衛官は文民ではないとされた³³⁾。ただし、退官自衛官は、大日本帝国憲法下の退役軍人のように、予備役となっても法的な裏付けを伴って公的地位を維持することがなく³⁴⁾、そのため今後、現行の予備自衛官の職責が拡充される場合とはともかくも、アメリカ合衆国において旧軍人が大統領に就任することが異例ではないのと同様に、日本国憲法においても幹部自衛隊員の経歴が内閣総理大臣、国务大臣等への就任を妨げるとは解釈されていない³⁵⁾。よって、軍国主義的思想は、他の様々な思想や主張と同様に、日本国憲法第19条が定める思想の自由と公共の福祉との調和に委ねられ、かつ、立憲主義の下、軍国主義的思想の担い手が大臣であっても、それは国民の意思としての日本国憲法の尊重の義務（日本国憲法第99条）によって制約されることになる。それでも日本社会全体では、日本特有の集団主義的傾向により、集団ごとに排他的に形成された人脈が出身母体である組織を超えて戦力強化の必要を示すことがあるものの、それは思想の自由の保障の下では自然な社会現象とされる。

戦争を実在させる力のあり方

「戦争は一種の強行行為であり、その旨とするところは相手にわが方の意思を強要するにある」³⁶⁾、そして「戦争は政治における異なる手段をもってする政治の継続にほかならない」³⁷⁾とされている。クラウゼヴィッツ（Karl von Clausewitz）の所見である。この所見は、ナポレオン（Napoléon Bonaparte）の時代の遙か以前の西暦前の中国大陸にも該当する³⁸⁾。それは、国家と国家（古代の中国大陸において、国家が意識されていたか、否かについては課題であるが、ここでは国家的形態での武力衝突のことを指している）との闘争であり、国家の軍隊同士の衝突であった。クラウゼヴィッツと同時代を生きたアダム・スミス（Adam Smith）は、軍隊の出自と規制について、軍隊を傭兵による軍隊と常備軍に区分し、当初傭兵を含む独立した武装集団が王との契約によって軍隊を編成したとする。それが後に常備軍となったときには、軍隊は将校と王に服従する兵士によって構成され、かつ、王の直属の組織になったのであり、それ以降の国際法では、この直属の軍隊による開戦の正当性が延々と議論されることになり、同時に王の恣意に応じた軍隊による国民弾圧の危険にも言及された³⁹⁾。そして当時では、それぞれの国家という単位についての権利

義務の設定という方法によって軍隊を統制するのが有効であったものの、近年に至り、9.11のような国家という概念では把握できない相手との「戦争」も通常となった⁴⁰⁾。そして「戦争」の概念は古代から不変であるものの、軍隊の概念は変化して、効用のみに着目すれば、軍隊は既に宇宙空間と、領土、領海、そして領空に全く縛られずに威力を発揮する戦闘集団となった。その結果、例えば、いずれかの国家が日本に向かって核兵器を使用すれば、日本国は短時間で消滅する⁴¹⁾。それ故に、現代は、軍隊のこうした機能を制御するための地球規模の枠組みの設定と、戦力の伝統的な概念自体の変更が必要とされている⁴²⁾。

そうした軍隊のあり方を修正する指針は存在する。例えば、詳細について次項で紹介する大規模災害等における軍隊の機能が、伝統的な概念の変更の契機にもなりえる。冷徹な指揮命令系統に支えられた軍隊は、想定を越えた災害等での効果的な活動に適している。阪神淡路大震災での自衛隊の災害出動の遅れが、5,000人を超える死者の発生に影響したという指摘があり⁴³⁾、それ以降、災害時の自衛隊出動の規制が緩和され、東日本大震災では陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の統合による活動が、第2次世界大戦終戦の時以降、日本国において初めて展開された。そしてその活動は県境に関わらずに活発であったから国民からも支持された⁴⁴⁾。

それでもなぜ戦闘集団としての軍隊が、本質的な部分で国民から忌避されるのか。この理解のため、文化人類学における戦争研究の項目を引用してみよう。平時及び戦時に現れる軍隊の本質と社会との関係が示されている。それらは、伝統的概念の修正の必要の契機のひとつになる。

軍隊の文化人類学の視点の例は、次のようである⁴⁵⁾。占領統治下における異文化接合（戦時下の韓国、フィリピンなど：被統治側から）、軍隊と性暴力・売春（沖縄県などを含む）、一般社会での軍隊受容のあり方として殉職と神社、トモダチ作戦の実際、戦争展示の変遷と社会での普遍化、軍隊組織による地域支援のあり方、ジェンダーと軍隊組織などである。自衛力の保持を必要とする政府の判断があっても、日本の社会と軍隊との接点は、平常の社会の側から見れば、軍隊側から見た場合とは異なり様々である。特に急速に、そして世界規模で多様化する社会では、市民の日常の価値観は統一を欠く様々なものの混在が常態であり、かつ、かつての天皇を頂点とした尊王の社会とは異なり、主権者としての国民もそれぞれを主体とした固有の価値観によって社会を形成するからである。そして歴史を振り返れば、過去と同様に、現在の戦場でも軍隊による武力行使には常に悲惨がある。加えて、日本国の場合には、アジア各地で大日本帝国による悲惨の痕跡を見出すことが容易である⁴⁶⁾。そうしたことから、根本において軍隊と国民の間は非連続の状態であり、それぞれの基本的人権の尊重が社会の常態とされる立憲主義の下では、今後もこの「非連続」は変わることがない。

戦争を顕在化させるのは常に「争い」であり、クラウゼヴィッツが古典的名著とされる『戦争論』で述べているように、武力行使と武力行使の衝突の回避は常に困難を伴い、一度衝突が生じればその收拾は容易でなく、收拾後の復興には時間を要する⁴⁷⁾。こうした「争い」のための軍隊に起因する「非連続」を集約すれば、その根本的な源泉は「戦争」から常に派生し、それぞれの身近において具体化する悲惨を伴う「日常という安寧」の破壊ということになる。それでも「戦争」を引き起こす力が生き残るのは、それぞれの人間に生来的に備わっている「属性」のためであり、戦闘集団の中でそれが過剰に鼓舞されたとき、

人間はそうしたあり方を修正することができない。

軍隊の多様な可能性を考える―「守る」の再考

軍隊の効用について考えてみよう。前項は悲惨に通じるものであり、本項は軍隊が効果的対処の実現に繋がる可能性を扱うものである。

ドイツに見る「戦力」の効用を1998年6月3日に発生した高速鉄道事故について見てみよう。ドイツのニューザクセン州エシュデ（Land Niedersachsen Eschede）で高速鉄道の脱線事故が発生し、101名が死亡、105名が負傷した。車輪の摩耗疲労による破損が原因である。事故は10時59分に発生し、約2時間後には、救出に難があった1人を除き、104名の負傷者が22か所の病院に分散して搬送された。この間、11時16分にはドイツ連邦共和国政府から大災害宣言が発令され、病院等の受け入れ態勢が直ちに整えられた。そして12時55分には搬送が終了した⁴⁸⁾。「ゴールデン・アワー（Golden Hour）」⁴⁹⁾という表現に代表されるように、救急では早急の対処が重視される。そしてエシュデの場合も、搬送の主力は地上の救急車であったが、アウトバーン（Autobahn）に配備されていた救急ヘリコプター（Allgemeiner Deutscher Automobil Club：ADAC）の転用が、救出後の広域搬送に要する時間の短縮に大きな効果を発揮した⁵⁰⁾。そしてドイツ連邦共和国国防軍は、事故現場上空に軍用ヘリを空中待機させ、全体を把握し、状況を統括部門へ伝達すると同時に、活動全体の統括の実質的な担い手になった⁵¹⁾。こうしたあり方について、東西冷戦下でのドイツ連邦共和国の危機管理体制が功を奏したものであるという評価がある⁵²⁾。この評価は、2005年4月25日発生日本の尼崎でのJR西日本福知山線での脱線事故（死亡107名）での逐次対応という「非効率」に関する医療側からの批判と、ドイツにおける突発ながら合理性を基盤にした実践と、そこで達成した実績とが全く相容れないことを示している。日本国のあり方の非効率性は、JR西日本福知山線での脱線事故で、日本の消防機関が周辺住民による自主的な負傷者搬送（自家用車による）に多くを依存せざるを得なかったという事実を残した⁵³⁾。

日本国では、このような災害における対処が広義の「専守防衛」に含まれる。自衛隊法の災害派遣条項がそれを裏付けている⁵⁴⁾。そしてそれでも災害派遣は、今後、常に柔軟で、かつ発生の都度、統制された迅速な行動でなければならない。自衛による行動の発動原因となる可能性が否定できない朝鮮民主主義人民共和国からのミサイルの事案と同様に、大規模災害等での効果的な活動が、「戦力」によって日本国民を守ることの重要な視座のひとつになる。

「展開の可能性」を考察する（今後の視点）

現在、自然分野では地球規模で変動的な環境の変化が進み、広域で効果的な対応が必要とされているのと同時に、社会分野では情報流通の広域化と高速化が進行し、かつ、人間の移動も容易になったから、地球規模で様々な分野それぞれで多様化が進行している。例えば国籍取得（移住の選択の自由）も、要件を満たせば人種や性別に関係なく、地球規模で可能になった。こうした現在と近未来を人間本位で見れば、現在は既に「国家単位」が絶対ではなくなったことが理解される。そして国際連合憲章によれば、「戦力」の使用は世界協同が前提であり、「戦力」による「紛争解決」とは世界全体を対象にした「対立の

調和」の手段の一環に過ぎない（国連憲章第51条）。そこでは、厳格な指揮命令による合理性追求の一般社会化こそが近未来への「戦力」の「展開の可能性」の現実化の前提になる。

国民を守ることは、世界一体化が進行するという状況下でも全地球において「戦力」という概念が、国家固有の伝統的な自衛を体現するものとして、戦闘集団 対 戦闘集団という範疇のみが争いを解消する最終手段となるとという短絡な解釈に止まらず、「守る」ことの機能的な解釈を通じて、「戦闘」に限定されず、「戦力」を将来に向けて日本国と世界を「守る」ことに繋がなければならない。「戦力」は、今後、対立の解消と同時に国内外での協同の構築のための機能であり、戦争をしないことによる平和主義は、そうした実践によって表現されなければならない。来る宇宙空間への展開の時代では、そうした協同の構築と、世界規模での実践の統一が望まれている。

注記

- 1) 1946年8月24日 衆議院本会議（第90回帝国議会）議事録 第35号（帝国議会議事録検索システム）
（<https://teikokugikai-.ndl.go.jp/#/detail?minId=009013242X03519460824¤t=147> 国会図書館 2024年4月15日 参照）
- 2) 前掲1
- 3) 第22回衆議院総選挙（1946年4月10日投票、日本国憲法公布は1946年11月3日）
- 4) 日本国憲法前文による。
- 5) 清宮四郎『憲法I』有斐閣、1966年（第3版）、78-80頁
- 6) 前掲5
- 7) 前掲5
- 8) 前掲5
- 9) 前掲5
- 10) 田畑茂二郎『国際法I』、有斐閣、1973年、350頁
- 11) Thomas Hobbes of Malmesbury, “Leviathan or The Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiastical and Civil (the second part: Of Common-Wealth. 21. Of the Liberty of Subjects)”, London, printed for Andrew Crooke (sic), 1651, pp 107-115
その他、樋口陽一「第4章 戦争放棄」『講座・憲法学第2巻 主権と国際社会』、日本評論社、1994年、132頁。“Of the Liberty of Subjects (Hobbes)”は、「自分自身を護る権利は、他の誰も彼を保護できない場合には、どのような契約によっても廃棄できない」としている。
- 12) 前掲11、樋口陽一、112-113頁
- 13) 憲法裁判所を持たない日本国では、全てが個別具体的な事件に応じた憲法解釈になる。そのため自衛隊若しくは在日米軍に関わる事件であっても、判決において、自衛隊に適用したときの第9条の解釈はそれぞれの事件解決のためには必要とされて来なかった。
- 14) 阪田雅裕 編著『政府の憲法解釈』、有斐閣、2013年、7-24頁
- 15) 前掲14、8-9頁
- 16) 前掲14、8-9頁
- 17) 佐道明弘『自衛隊史』、ちくま書房、2015年、18-21頁及び40-44頁
- 18) 前掲14、66-70頁
- 19) 前掲14、26-47頁 以下48-122頁では、国会において、集団的自衛権との接点模索と米軍との協同の深化のあり方も検討されている。
- 20) 防衛白書、令和5年度、資料64
- 21) 第9条の解釈に関する学説には、「第9条第1項全面放棄説」と「第9条第2項全面放棄説」などがある。そしてこれらに対する学説には「限定放棄説」などがある。「第9条第1項全面放棄説」は、「国際紛争を解決する手段として」の文言に、全ての戦争が該当すると解釈し、「第9条第2項全面放棄説」（樋口ほか）は、第2項中の「前項の目的を達するため」が第1項中の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を指すことから、第2項において全ての戦争が否定されるとする。いずれも戦争放棄とする学説である。これに対して「限定放棄説」は、「前項の目的」を侵略戦争とし、自衛のための戦争を容認する。このほか憲法第13条によって、個別的自衛権合憲を唱えるものがある（田上、木村ほか）。そして諸学説も中では、第1項によるもの、第2項によるもの

のがあるものの、全面放棄説が主たるものとされている。

- 22) Volker R. Berghahn, "Militarismus", BERG, 1981, pp 9 -13, and pp 7 -140
- 23) Samuel P. Huntington, "The Soldier and the State", Havard University Press, 1964, pp 1 - 3
- 24) 小針司『防衛法概観』、信山社、2002年、257-260頁
- 25) 武藤勝宏『冷戦後日本のシビリアン・コントロールの研究』、成文堂、2009年、54-57頁
- 26) 前掲25、64頁
- 27) 国内治安維持などについて、戦争での戦闘行動以外で自衛隊に武器使用を含めた権限が付与されている事項は次のとおりである。自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条（要請による治安出動）、同法第81条の2（自衛隊の施設等の警護活動）、同法第82条（海上における警備行動）、同法第82条の2（弾道ミサイル等に対する破壊措置）、同法第83条（災害派遣）、同法第83条の2（地震防災派遣）、同法第83条の3（原子力災害派遣）、同法第84条（領空侵犯に対する措置）、同法第84条の2（機雷等の除去）、同法第84条の3（在外邦人等の輸送）、同法第84条の4（後方地域支援等）、同法第85条（防衛大臣と国家公安委員会との相互連絡）、同法第86条（関係機関との連絡及び協力）、同法第87条（武器の使用）、第89条（治安出動時の権限）、第90条（同左）「合理的の必要と判断される限度で武器を使用することができる……」、同法第91条 海上保安庁法の準用、同法第91条の2（警護出動時の権限）「……合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる……」、同法第92条（防衛出動時の公共の維持のための権限）「……自衛隊は、第88条の規定により武力を行使するほか、必要に応じ、公共の秩序を維持するため行動することができる……」である。そして戦闘行為については、同法第88条（防衛出動時の武力行使）「……我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができる……事態に応じて合理的に必要と判断される限度をこえてはならない……」と規定されている。これらの規定（第91条、第91条の2）は、主として警察と海上保安庁が担ってきている権限を上塗りするもので、自衛隊が軍隊として武器を使用できるときを定めている。
 さらに、集団自衛権に関連して、国連が行なう安全保障への積極的な関わりを射程においた関係法律の整備が行われている。具体的には、平和安全法制整備法（2015）（「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年9月30日法律第76号）」（通称 平和安全法制整備法）と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年9月30日法律第77号）」（通称 国際平和支援法）が、自衛隊法を含め、以下の整備を行った。
 自衛隊法及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国連PKO協力）、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態安全確保→重要影響事態安全確保）、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（船舶検査活動）、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処）、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍等行動関連措置）、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用）、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制）、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い）、国家安全保障会議設置法である。日本国に対する武力攻撃に遭遇した場合（固有の自衛権）という範囲を超えて、集団的な自衛権行使も射程に置きながら、自衛隊が活動を行なうときの細目、つまりマニュアル的な規定が整備された。これらの平和安全法制関連法は、内閣が「公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」としていることを踏まえ、2016（平成28年）3月22日の閣議で施行日を同月29日とする決定がなされたため、2016年（平成28年）3月29日午前0時に施行された。
- 28) 日本では、警察強制を自衛官が代行することになる（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。（警察強制の要旨については、田上穰治「警察法」、有斐閣、1983年、108-120頁）
- 29) 州兵の出動要件については、www.af.mil/About-Us/Fact-Sheets/Display/Article/104546/air-national-guard/ 及び www.nationalguard.com (2024年5月18日参照)。また、アメリカ合衆国では、ワシントンD.C.を除き、州兵の治安出動は、それぞれの州知事の権限とされている。黒木慶英（元関東管区警察局長）「第7篇 外国警察制度研究 英米における治安維持活動への軍の関与について」警察政策学会資料第115号、令和3（2021）年、381-440頁
- 30) 長谷部恭男『日本国憲法』、岩波書店、2019年、161頁
- 31) 第48回国会 昭和40年5月衆議院予算委員会 21号、26頁
- 32) 第38回国会 昭和36年2月衆議院予算委員会 18号、30頁
- 33) 前掲32
- 34) 予備自衛官は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第66条、第68条、第70条、第71条及び第76条等

- によって防衛省の命令を受けて召集される隊員であり、旧日本帝国陸軍における予備役の場合と同様に、社会人として生活しながら、有事等の場合にのみ部隊に戻り、自衛隊に従軍する者である。旧日本帝国陸軍・海軍の場合には予備役のほか、退役軍人がいた。退役軍人とは狭義には退役という役種に編入された軍人を指す。退役軍人は終生官職と階級を保持し公の場で軍服や勲章を着用する権利が認められた。旧大日本帝国陸軍・海軍では、将校以上にこのような処遇が行われていた。
- 35) アメリカについては、Thomas Woodrow Wilson(第28代大統領)、Dwight David Eisenhower(第34代大統領)などが米軍の高級将校OBからの大統領就任である。日本では、現在の文民条項について、平成16年の小泉総理大臣(当時)の国会答弁中の解釈があり、現役の自衛官は大臣に就任できない、としている。それは、軍隊の組織の閉鎖性と価値観の異質性、それに第2次世界大戦に至ったときのそうした異質等が果たした効用に対する認識と日本国憲法が掲げる平和主義との間の相克に起因しているといえる。
([http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b159114.pdf/\\$File/b159114.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b159114.pdf/$File/b159114.pdf)) (2024年5月22日参照)
- 36) クラウゼヴィッツ (Karl von Clausewitz) 『戦争論 上』(篠田英雄 訳) 岩波書店、1968年、29頁
- 37) 前掲36、58頁
- 38) 宮崎市定『中国史(上)』、岩波書店、2015年、72-73頁、及び岡田芝三郎(水野清一編、岡田、樋口、伊藤 著)『中国文明の歴史①中国文化の成立』、中公文庫、2001年、361-378頁。
私有制と国家体制が現れたのは、紀元前の夏王朝の頃とされるが、軍事抗争の繰り返しにより、統一された中華が達成されるのは遙か後世のことである。
- 39) アダム・スミス (Adam Smith) 『法学講義』(水田洋 訳)、岩波書店、2005年、409-416頁、420-431頁
- 40) David Mackenzie, “ICAO - The Politics of Aviation Security”, University of Toronto Press, 2010, pp 328-343、並びに小川和久『危機と戦う』、新潮社、2001年、9-26頁(同時多発テロの教訓)
- 41) NHK映像の世紀「マンハッタン計画」、www.nhk.jp/p/butterfly/ts/9N81M92LXV/episode/te/68Y8NMXGPK/、2024年5月22日 参照
- 42) このような傾向の実践の試みには、包括的核実験禁止条約(1997年日本国批准)、核兵器の不拡散に関する条約(1976年日本国批准)などがある。
- 43) 小川和久『ヘリはなぜ飛ばなかったか』、文芸春秋、1998年、23-46頁
- 44) 須藤彰『自衛隊救援活動日誌』、扶桑社、2011年 並びに読売新聞社『記者は何を見たのか』、中央公論社、2011年、参照
- 45) 田中雅一 編(福浦厚子、河野仁、森田真也、小池郁子、丸山泰明、高嶋航、田村恵子ほか)『軍隊の文化人類学』、風響社、2015年、参照
- 46) 永井均『フィリピン対日戦犯裁判』、岩波書店、2010年、15-57頁(日本軍による残虐行為) 並びに藤原彰『天皇の軍隊と日中戦争』、大月書店、2006年、3-24頁 並びに藤原彰、新井利男『侵略の証言』、岩波書店、1999年、1-90頁(日本軍は何をしたか)
- 47) 前掲36 戦争の本性的理論的結論(第1部第1章)では、「戦争の本質は原始的な強行行為であり、この強行行為は、殆ど盲目的な自然的本能とさえ言えるほどの憎悪と敵意とを伴っている(62頁)」としている。であれば、多くの史実が示すように、戦争では人間性を否定するような悲惨が生じるのが常態になる。日本の著述では、本多勝一『中国の旅』、朝日新聞社、1981年や、尾川正一『極限のなかの人間』、国際日本研究所、1969年など多くの著書が戦場の悲惨を描写しているが、通常、経験者で戦地から帰還できた者は多くを語らないし、2024年現在、そうした経験者は皆、鬼籍に入る年代に到達していることが、重要な傾向として、社会において広く認識される必要がある。
- 48) 高速鉄道事故救護医療研究グループ『新幹線高速走行時における転覆事故に対する災害医療に関する研究事業 報告書』、日本医科大学救急医学教室、1999年3月 並びに 平川賢爾『ドイツ高速鉄道脱線事故の真相—技術者の責任論から』、慧文社、2006年、22-23頁 並びに 救急ヘリ病院ネットワーク (HEM-net)『ドイツ・ヘリコプター救急の法制度』、平成16年12月
- 49) アメリカ航空医療研究教育財団「はじめに ヘリコプター救急の未来」、2006年、5頁 並びに二宮宣文「紛争と戦争」、最新医学3月号、2012年 参照
- 50) 前掲48、高速鉄道事故救護医療研究グループ 報告
- 51) 柴田伊冊「リスク部会活動報告—ドイツ エシユデ 高速鉄道事故(3 June 1998)から」、航空運航システム研究会会誌第30号別冊、2014年1月。なお、当該報告には、質疑応答において、元ルフトハンザ・ドイツ航空広報担当によるドイツ国鉄(Deutsche Bahn)への照会に対する返答についての報告が含まれている。
- 52) 河田恵昭「ドイツの高速列車事故から学ぶ危機管理」、JSCE(日本土木学会誌)第84巻第7号、土木学会、1999年7月、38-41頁、ISSN 0021468X NAID 10009871137

- 53) 尼崎JR脱線事故特別調査委員会「JR福知山線脱線事故に対する医療救護活動委について」、日本集団医療医学会、平成18年2月 及び兵庫県災害医療センター「JR福知山線列車事故における現地医療活動について」、2006年1月 参照
- 54) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
- 第3条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。
- 2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であって、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。（*下線は、筆者によるもの）
- (1) 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動
- (2) 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動（*下線は、筆者によるもの）
- 第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。（*下線は、筆者によるもの）

後記 この研究ノートは、文献、資料による探究に止まらず、社会人として、そして航空従事者としての40年間に及ぶ、防衛関係機関、航空関係機関等を対象にした実務経験（東日本大震災及び大規模航空機事故対処等）を踏まえて作成されていることを付記します。